ないことは、ここに明記しておく。 再検討が要される。なお、窓口が直接か と向から正のエネルギーへの変換システ コミュニティの再生、新たな街づくりへ 係のトラブルという負のエネルギーから ②建築課に情報として寄せられる近隣関 ろに常に区民がいることを忘れてはなら かわるのは代理者であっても、そのうし

> の連携が必要である。 はなく、局および区役所内の他の職場と 街づくり計画の専門的なアドバイザーと 集団であるという位置を明確にし、区の して、企画・計画面での参画をはかる。 ③については建築課だけの問題で

区にあることと区の機構であることと

おわりに

③区役所におけるほとんど唯一の技術職

ひとりひとりの自覚と区政に対する前向 機関に入っていること、つまり建築主事 題の発端は独立した行政機関が別の行政 区の行政目的のためにあるのである。問 他の行政目的のためでもよいが、後者は う。また、<br />
それを補佐するためには<br />
職員 としては後者が優位に立つべ きで あろ ができる。しかし、人格は同一でも職能 =建築課長というところにも求めること

> が、御批判いただければ幸いです。 思いつきで、認識不足もあると思います きの姿勢が必要不可欠である。 以上、行政経験もまだ日の浅い若輩の

は大きな違いがあるはずである、前者は

①『南区役所業務概要』(昭和五十九年 <参考文献>

築行政の推移 ②加山昇『建築行政「雑感」』『各区建

<南区区政部建築課>

# ②まちづくりと区建築課 港南区の実践例から

三――まとめ 二――まちづくり実践例

ーはじめに

田口俊夫

#### -はじめに

できない情況が多く、地域の問題の深さ をかかえて来る。その人の立場になりき 基準法などでは解決・救済できない問題 けである。しかし、法律とは常に最低限 とある意味では法律の不備さえ感じるわ れないとおり一遍の法律の解説では納得 は、最低限のことしか決めていない建築 のトラブルに悩む設計者や一般区民の方 々が毎日多く来られる。 特に 一般 区民 区の建築課には、建築にからむ相隣間

> そして、「主体的」とは、地域のことに 味する。つまり「地域の特性を生かす」 とそのあるべき姿を考えることである。 とは住民の生活実感に迫って地域の問題 の区役所が主体的に動きまわることを意 きたのが現代社会ではないか、と思う。 のことであり、それを補完するのが「社 地域の特性を生かし、地域事務所として 会常識」であるが、それが徐々に薄れて 「最も」精通していると思われる区役所 さて、区のまちづくりとは、区という

が住民や関係機関の中に入り、課題を発

することにつきる。 見しバラバラなまちづくり施策を総合化

である。 計画内容をつめていくわけであり、その りの常であり、相手とのやり取りの中で ることが多い。相手がいるのがまちづく 知識を背景とした企画調整力が求められ 駆引きには技術的即応力が求められるの 進課であると言われてきたが、技術的な そのためにも、区政推進課に技術職の まちづくりに係わる区の組織は区政推

主査を置くことによって、より区のまか 広いまちづくりの企画調整はできない。 それのみのエキスパートでは極めて幅の であると思う。ただし、建築と言っても、 づくり部門を充実させよう、という意見 その問題点や将来の課題などについて述 ついて具体的にそのプロセスを説明し、 くりの方向に活用することで対応すべき 域情報と技術的ノウハウをまず、まちづ の組織機構としてすでにある建築課の地 が出るが、にわかには賛成しかねる。区 て携わった区のまちづくりのいくつかに この小文は、港南区建築課の主査とし

57

# ニーーまちづくり実践例

## ●―港南台のまちづくり

港南台地区は、隣接の洋光台地区(磯港南台地区は、隣接の洋光台地区(磯本田)により昭和四十四年より造成された大規模区画整理地区である。総面された大規模区画整理地区である。総面された大規模区画整理地区である。総面をと宅地分譲地、そして一般地主所有の宅と宅地分かれる。公団関係は昭和五十民有地に分かれる。公団関係は昭和五十民有地に分かれる。公団関係は昭和五十大年七月現在でほぼ九割近く建っているが、民有地区が入る。

(指導方針の取扱い規準策定後)である。的な指導が始められたのは、五十年以降実際に建築局、区の窓口において実質

・五人で計算するので戸当たり敷地一七 ・五人で計算するので戸当たり敷地一七 なる。この中で公団の供給戸数は七、一 の主な対象は一般民有地である。 指導の窓口は区建築課(小中規模の建物)、建築局宅地第二課(開発行為に該当する建築局宅地第二課(開発行為に該当するもの)である。全体を統括するのが建築もの)である。全体を統括するのが建築もの)である。と体を統括するのが建築もの)である。と体を統括するのが建築もの)である。と体を統括するのが建築もの)である。と体を統括するのが建築もの)である。と体を統括するので建築の建築の建築の建築の建築の建築の建築の建築のである。

令までこの人口密度規制に反するもの 会は皆無であり、そのような計画は遠慮願は皆無であり、そのような計画は遠慮願 おで、地元に住んでいるため、地域住民 による。港南台の地主は旧来からの在住 指導が宅地購入者に対してあることなど による。港南台の地主は旧来からの在住 たた、地元に住んでいるため、地域住民 の意向を無視することが比較的少ない。 のだ、この指導方針にも緩和措置があ ただ、この指導方針にも緩れ措置があ

地」の制度である。
人/ね以下になればよい、という「調整人/ね以下になればよい、という「調整日してしまう場合は、同じ地主が所有す

この指導方針の影響もあって、港南台の市街化は比較的緩やかなテンポで進んの市街化は比較的緩やかなテンポで進んできたため、公共公益施設の整備容量とできたため、公共公益施設の特に学校施設)の容量不足が公益施設(特に学校施設)の容量不足が名益施設(特に学校施設)の容量不足が

また、共同住宅の場合は一戸当たり三

一方、近年の土地価格の高騰は敷地二○○㎡を全く一般庶民の手の届かないものにしてしまった。この様な中で、空閑が廃を求める声が次第に高まってきた。上建てられる限度いっぱいに建物をつくりたい、という要望が出されている。近年の国をはじめ自治体の開発規制の大幅という流れの中で、自治体の知恵の結晶という流れの中で、自治体の知恵の結晶としての要綱指導行政の撤廃を求める声としての要綱指導行政の撤廃を求める声としての要綱指導行政の撤廃を求める声としての要綱指導行政の撤廃を求める声としての要綱指導行政の撤廃を求める声としての要綱指導行政の撤廃を求める声としての要綱指導行政の撤廃を求める声としての要綱指導行政の撤廃を求める声としての要綱指導行政の撤廃を求める声としての要綱指導行政の撤廃を求める声としての要綱指導行政の撤廃を求める声としての要がある。

着いたもの(質的効果)になった、といかげで港南台の街がゆったりとした落ち層からは、この行政指導(量規制)のお

り評価の声も強い。ただ、今まで住民としてはあまりこの指導を意識する機会のしてはあまりこの指導を意識する機会のないまま来ており、指導する側の行政と指導に反発する開発事業者との丁丁発止行ちょうちょうはっし)のやり取りは知られていなかった。五十八年の夏、指導方針に関係する局区が集まって、今後の指導方針の扱いに関する課長会が開催された。

られた三階建のもので、道路をはさんだ 関心を示したのが日の峰自治会である。 位自治会長に説明する機会を与えてもら に伴う近隣トラブルに悩まされていた。 人)は地主による大規模アパートの建設 当時すでに日の峰自治会(地権者三〇三 った。一〇人余いる自治会長の中で特に の連合町内会長にまず接触し、傘下の単 移行を説く行動を開始した。港南台地区 が廃止の前提条件である、と主張した。 次の手を打ち地元に納得してもらうこと しての継続性を明確に認識しうるような ものであった。港南区としては、行政と 調整を図り存廃を含め検討する、という の市街化の推移を見守り、地元の意向と についてはいまだ空閑地が多いため今後 達しているため廃止する、②港南台地区 会に対して住民主導型のまちづくりへの 問題のアパートは高い擁壁の上につく 課長会直後から区としては、地元自治 結論は①洋光台地区は市街化が九割に

に出されていた。ただし建築基準法上 は全く適法であった。区としては建設は は全く適法であった。区としては建設は いたし方ないが、形態上少しでも工夫で をることは住民の要望を受けて建主に対 をしてもらうべく調停の場を持った。ア がートの住宅側バルコニーに目隠しをつ けることなどで結着がついたが、この調 停も住民・地主双方にとって満足のいく ものでなく、自治会長と区は恨みを買う とのでなく、自治会長と区は恨みを買う ととになってしまった。

反対側の戸建住宅数軒から、上方からの

関係資料」として建築協定の関係資料を港南台地区の各自治会長へ「まちづくりその様な中で五十九年一月に区長名で

送付して、協定締結促進を訴えた。それを受けて日の峰自治会では会員に協定にを受けて日の峰自治会では会員に協定にを受けて日の峰直治会では会員に協定にをで自治会では会報でアパート問題からまで「意見があり、それを受けて五十九年四う意見があり、それを受けて五十九年四月に日の峰建築協定研究会が発足した。月に日の峰建築協定研究会が発足した。月に日の峰建築協定研究会が発足した。日に日の峰建築協定研究会が発足した。十九年度の自治会長(研究会代表)、五十八年度の自治会長、副会長その他有志十九年度の自治会長、副会長その他有志により構成された。

住宅団地を建設したい、という計画が市在する公団所有の残地に建て売りの戸建何じころ住宅公団より港南台地区に散

今まで区は地元町内会の意向を伝えるの会議の区代表)を通じて市へ申入れた。
 の会議の区代表)を通じて市へ申入れた。
 の会議の区代表)を通じて市へ申入れた。

今まで区は地元町内会の意向を伝えることのみで、それ以外のこと、区のまちづくりの観点からの発言は期待されていなかった。五十九年二月に区で住宅公団と建築課との調整会議が持たれた。公団と連築課との調整会議が持たれた。公団と連築課との調整会議が持たれた。公団に販売可能な価格帯となる敷地面積(最に販売可能な価格帯となる敷地面積(最に販売可能な音敷地内で行ってもらうことでの貢献を各敷地内で行ってもらうことでの貢献を各敷地内で行ってもらうことである。各戸の緑が連続することを意図しいのあるまち並を形成することを意図しいのあるまち並を形成することを意図しいのあるまちが

が、協定締結への具体的行動となると議が、協定締結への具体的行動となるようのまちづくりのモデルケースとなるように計画内容が公団と建築課の間でつめられていった。そして、五十九年六月、日の峰建築協定研究会の会合で区建築課からの公団計画案が説明された。会員の公団計画に対する反応は好意的であった。

論がまとまらなかった。

そのころ、港南台地区の現況を分析しそのころ、港南台地区の現況を分析して将来予測をつくり、今後の指導方針のあり方を検討するための作業を建築局のあり方を検討するための作業を建築局のあり方を検討するための作業を建築局のおり指導(まち並づくり)へと転換するための理屈づけ作業と位置づけた。

第一種住居専用地域(港南台のほとん第一種住居専用地域(港南台のほとんが方ではそれを一○○㎡/戸に引き下げる代ではそれを一○○㎡/戸に引き下げる代ではそれを一○○㎡/戸に引き下げる代ではそれを一○○㎡/戸に引き下げる代の沿道緑化を義務づける、というものでの沿道緑化を義務づける、というものであった。

しかし、それも市内外の各層に受入れを求める声が強く出されてきた。区としを求める声が強く出されてきた。区としては、何としても区行政の主体性を示すべく努力した。その中で、区長の判断により行政指導の主管局である建築局長へ出されたのが、「指導方針の改正継続の出されたのが、「指導方針の改正継続のお願い」の区長文書であった。しかし、結論を出し切れないまま行政指導は継続に受入れ

年末、区は公団と共に最終計画を持って干足ぶみ状態となった。そして、五十九恐れる声が出され、協定締結の作業も若日の峰自治会内部でも研究会の独走を

素人の集まりである協定研究会自体にも の再開を促すためであった。その一方、 お願いした。これは停滞ぎみの協定活動 自治会長宅を訪れ、地元説明会の開催を

を得たい、という思いがつのっていた。 地域の中からまちづくりの専門家の参画

ちづくりに参加することに意義を感じ協 者か借地権者)を有しないが、地元のま は狂喜した。この都市計画家は借家住ま た。結果はほぼ九割の賛同を得た。 協定締結に向けてのアンケートを実施し 年の二月に自治会の全会員に対して建築 力して頂けることになった。そして六十 いのため建築協定の参加資格 市計画家がこの日の峰在住と分かった時 あるつてを頼って探し出した民間の都 (土地所有

ての区建築課の役割であろう。日の峰の 極的に協力しうるのは、地域事務所とし 建築局であるが、それを地域に入って積 のが実情である。協定そのものの所管は 要性は感じていてもなかなかつくれない は数えるほどしかない。住民としても必 既成市街地で後追い的につくられたもの 事業に際してつくられた一人協定(法律 の建築協定のほぼ九割以上が大規模開発 入り、毎晩のように開かれる研究会の会 してつくられたものであり、このような 上、権利者が一人であれば一人でも可)と 合に区建築課として参加している。市内 そして、それを受けて具体案のつめに

> 進められているが、予断は許されない。 建築協定締結は六月を目途(認可申請)に

#### ❷—下永谷地区計画

ha VZ があろう。 る方が良いまちができるかは議論の余地 住民の自主性に任せるか、行政主導でや 用は行政サイド(市)が行うことになる 都市計画上定めるものである。よって運 のに対して、地区計画は、行政サイドで 間の約束事を市長が認可するものである 度である。しかし一方の建築協定が住民 協定と同様に良好なまち並みをつくる制 最終作業中である。地区計画制度は建築 である。現在、都市計画決定に向けての 地区の大規模宅地造成事業地(約四・六 (建築協定は住民による運営委員会) 。 下永谷地区計画とは、区西部の下永谷 「地区計画制度」を導入したもの

を集めて広場とし、かつ いるが、その差し引き分 たりの専有敷地 は少し 結果として丘の上の戸当 れた戸建住宅地である。 下の通常のマス目に切ら 都市型戸建住宅地と丘の る。丘の上の「計画」的 三〇朮/戸)狭くなって (通常一五〇㎡/戸が一 区域は二つに分かれ

> 住宅の配置や外構計画を工夫すること で、総体として新しいタイプの潤いのあ る戸建住宅地を形成している。

め、この都市型住宅地全体の計画とデザ 住宅を効率良く入れるには適 して いな 計事務所の技量が少し不足し て い た た するものかを判断することになった。そ としては、この計画が但書を認めるに値 有する)の裁量である。よって区建築課 法律上建築申請を確認する唯一の権限を その認可は建築主事(区の建築課長で、 た。法律上は「但書き道路」と呼ばれ、 法上の「道路」として認めることになっ い。これを解決するために、街区の中に れとこの計画案の作成を担当した大手設 「広場的」な道を通し、それを建築基準 >用地として大きく計画されたため戸建 この開発地の街区割りは当初マンショ

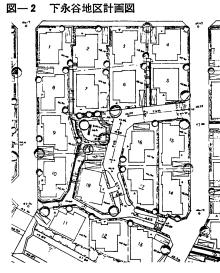
言することになった。 インに至るまで、区建築課の方で指導助

宅(この事業者による建売住宅となる) から計画に参画しておくことが後のスム められた項目(建物の用途、高さ、意匠 の確認申請が区に出され、地区計画で定 の新しいまちをつくる上で意義深いと思 なるが、区も積極的に協力することは区 そのものの所管は建築局の企画指導課に ースな審査に通じると考えた。地区計画 とになる。それゆえ区としても早い段階 と敷地の広さなど)に沿って審査するこ 地区計画が決定された後には個々の住

#### —日野町都市型住宅

画と同様に、戸建住宅が計画的に集合す 権を活用したことが異なっている。 地区計画制度でなく、建築基準法の裁量 生み出したことである。ただこの場合は ることによって共用の広場のスペースを ある。この計画の特色は、下永谷地区計 に際して区建築課が知恵を働かした例で 産会社による開発地内の区画割りの変更 地が形成される。これは、ある大手不動 区内の日野町に一風変わった戸建住宅

とつながねばならない。通常その通路は ない場合、最低幅二πの専用通路で道路 り敷地が前の道路に直接に広く接してい 建物を道路から奥まって建てる、つま



個人の敷地の一部ということで、隣地から塀などで仕切られてしまう。この場合として整備し、各住戸はこの広場に面した。これらをまさに束ねて、共通の広場た。これらをまさに束ねて、共通の広場として整備し、各住戸はこの広場にある。

この住宅地は建売りであるので当初は この住宅地は建売りであるので当初は 間題ないが将来、広場への増築の恐れが 間題ないが将来、広場への増築の恐れが 専用通路は、各住戸所有の「専用」の通路である、となっているが、この計画で 路である、となっているが、この計画で 路である、となっているが、この計画で 路である、となっているが、この計画で 路である、となっているが、この計画で 
たり、花壇やベンチがあったりする。またり、花壇やベンチがあったりする。またり、花壇やベンチがあったりする。またり、花壇やベンチがあったりする。またり、花壇やベンチがあったりする。またり、花壇やベンチがあったりする。

定書」を取り交わしている。

この計画の発端は、設計者の方からのこの計画の発端は、設計者の方からの弾力的運用の検討と計画デザイン指導を行った。硬直的な法解釈では、実現不を行った。硬直的な法解釈では、実現不可能な計画であったかもしれない。そして、開発事業者たちのみでは定型的な建て、開発事業者たちのみでは定型的な建た主地になった。建売住宅地もちょっとも可能になった。建売住宅地もちょっとした工夫で潤いのある街並をつくれるのではないだろうか。

### ❷─港南ひまわり広場

港南区総合庁舎は地下鉄港南中央駅の港南区総合庁舎は地下鉄港南中央駅の車と来庁者の路上駐車であまり気分の良車と来庁者の路上駐車であまり気分の良い場所ではなかった。何となく多くの人が改善の必要性を感じてはいたが、具体が改善の必要性を感じてはいたが、具体的な手が打たれないまま、わかりにくい、うらぶれた区庁舎のイメージが定着してった。

程の広さはなく、広い所で幅八加弱、狭り広場とは言っても、いわゆる「広場」る場として整備したものである。ひまわを区民が安全で快適に来庁し、かつ憩えを区民が安全で快適に来庁し、かつ憩え

ガ貼りのちょっとした小空間である。「協 い所でわずか二ヵ幅の歩道が付いたレン

この広場づくりの計画はもともと都市 この広場づくりの計画局をした「区の魅力づくり基本調査―港南区版、五十八年三月」で提案されていた。しかし、区年三月」で提案されていた。しかし、区外は自の広場整備予算があるわけでもなく、そもそも魅力づくりの構想もそれ程く、そもそも魅力づくりの構想もそれ程く、そもそも魅力づくりの構想もそれ程く、そもそも魅力づくりの構想もそれ程く、そもそも魅力づくりの構想もそれといい、区域推進課の調整係としても整備はしたいが、果たしてその様な計画の実現性があるのか悩んでいた状況であった。その高のか悩んでいた状況であった。その計画はもと都市と対象が表現している。

田地、つまり総務局用地、そして残り半 用地、つまり総務局用地となっている。つ 分が道路で道路局用地となっている。つ は総務局に予算を計上してもらわなけれ は総務局に予算を計上してもらわなけれ はならない。また、総務局用地と道路局 用地は別々の所管であり、個々の所管局 が独自の予算と仕様で整備するのが普通 である。

区内部でも、同居している保健所と消防署の調整(保健所への大型巡回車両の消防署の調整(保健所への大型巡回車両の消防署の調整(保健所への大型巡回車両の

が進められた。道路局の土木事務所(実 された数案を基に区内部の関係課会議を 作成することになった、その結果、作成 がつかず、区として自前(区建築課) デザイン室に依頼したが、人員的に調整 成を区の魅力づくりを推進している都市 計画案もなかった。当初この計画案の作 に計上されているわけでもなく、まして 五十八年度予算に広場整備事業費が各局 業化の可能性を含めて進められた。当然 広場整備の検討作業は、五十八年度内事 どとの調整会議が持たれた。急に要望し 地事務所(街路樹の日常管理をする)な 主体となり予算を有する)、南部公園緑 算を持つ)、緑政局施設課(植栽の工事 際の工事主体となる)、維持課(土木事 経て区長に意見具申した。 そもそも総務局の区役所関係の予算規模 もらえないか、という意見が出された。 た話なので、既存の予算をいかにうまく 総務局の区連絡調整課(区庁舎整備の予 務所への事業予算を配付する)、街路課 は大きなものでなく、その中で急なやり 舎用地も道路局の方で一体的に整備して やりくりしてもらうかに焦点があった。 (道路の魅力づくり調査を区毎に実施)、 区の内部調整とともに関係局との協議 総務局から同じ横浜市なのだから区庁

五十八年六月から始められた区庁舎前

路用地は対処できても、区庁舎用地まで が必要であった。 それなりの理由、 備に通常のものと異なる工事を行うには 付を受けて区でやらざるをえない。 路樹は緑政局で対応してもらえるが、庁 きないわけである。 かの理由を見つけて庁舎用地内を整備し は手を出す理由がなかった。仮になんら 舎内の植栽の維持管理は総務局予算の配 ても将来的な維持管理体制が 問 題 とな 道路局としては、 安受けあいは土木事務所としてもで 道路局としては当然道 区民に説明しうるもの この様な庁舎周辺整 植栽についても、 街

で手がまわらない状況が背景にあった。

要事項として五十九年度予算で各局に要断となり、次に港南区の区政運営上の重五十八年度内の事業化は無理という判

一番問題となった広場の

の詳細設計は区建築課で行った。 ーフのデザイン委託料を計上した。 をやりくりして区庁舎案内サインを整備 たシンボル樹を整備する。区は配付予算 との境ギリギリに植えて街路樹扱いにし を行う。緑政局は道路用地と区庁舎用地 ・街灯・門扉、そしてベンチの設置等) 貼り広場、入口スロープの改修、駐輪帯 として区庁舎用地を含めた整備(レンガ した。道路局(土木事務所)が道路事業 に区庁舎周辺整備への協力要請文書を出 なった。それに従って、総務局は道路局 その中で対応して欲しい、ということに 費として大枠の新規予算をつけるので、 して道路局と緑政局にプロムナード事業 望した。この扱いは、企画財政局判断と 区の花ひまわりを象徴した記念レリ 全体

整備後の維持管理は区長と 土木事務所長の間で管理協 定を締結することで解決し た。軽微な維持補修は区か らの連絡を受けて土木事務 所でやってもらえることに がった。今まで他区でもこ の様な区庁舎周辺整備(磯 子区、南区)が行われたが、 この様な文書が交換されて 相互の協調体制が明文化さ れたのは初めてである。

五十九年十一月上旬の広場のオープニ 五十九年十一月上旬の広場のオープニ で動きまわった局区の若手職員の功績に て動きまわった局区の若手職員の功績に よるところが大きい。事務分掌や予算が よるところが大きい。事務分掌や予算が こう決まっているから、というのでなく、 自由な発想で時間外もいとわず相互に議 自由な発想で時間外もいとわず相互に議 きたよってこの広場が完成した、と 思ちによってこの広場が完成した、と 思ちによってこの広場が完成した、と思

#### 三――まとめ

づくり万能選手になれるわけでもない。 ジしうるところに建築職の特色がある。 である。まちづくりに際して、対象地区 建築とは人の生活に係わる森羅万象を扱 ちづくりの一端に係わったものである。 がら、どことなく異和感を持たれ続けて る。 のつながり、言いかえればインフォーマ まちづくりとは実に総合的なものであ のあるべき姿を具体的な形としてイメー い、それらを総合的にまとめあげるもの きた区建築課が、わずかながらも区のま な情報ネットワークが生きることがあ ただし、必ずしも建築職であればまち 紹介した実践例は、区の組織でありな 広範な知識と各分野にまたがる人と 組織機構は上位下達の通達文のみで

> 動くものではない。インフォーマルな情報ネットワークとは、仕事を共に成しと 礎とする。区にとって最も重要なことは、 礎とする。区にとって最も重要なことは、 礎とする。区にとって最も重要なことは、 でも方々にうまく演じてもらう知恵を生 かした「演出家」の役まわりをすること であろう。

る。 事務内容を決めているに過ぎない、と理 かつ期待されていることであると考え ることが、今、区建築課に特に求められ、 解したい。生み出されつつある余裕をよ 事務分掌とは明白になった課の最低限の なければできないということになると、 のか定かでない。確かに事務分掌に記さ と言われるものはいかに決められていく である。一般職員までを含めた課組織と 主にまちづくりに係わるのは課長と主査 なかなか組織は動かず何も変わらない。 後の建築課の課題がある。課の正式業務 しての動きに発展しきれないところに今 ^発展的に区のまちづくりへと振り向け さて、現在のところ、区建築課として

/港南区区政部建築課主査>